

議案第89号

みよし市立福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別紙のとおりみよし市立福祉センターの指定管理者の指定をする。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得るため必要があるからである。

1 施設及び指定管理者

施設		指定管理者		
名称	所在地	団体の名称	代表者名	所在地
みよし市立福祉センター	みよし市三好町陣取山39番地5	社会福祉法人みよし市社会福祉協議会	会長 酒井喜市	みよし市三好町陣取山39番地5

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで